

第6章 環境配慮項目に関する措置

本事業で「第3章、3.3、3.3.1 環境配慮項目の選定」(p3-11 参照)において選定した環境配慮項目に関して講ずる措置は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1(1) 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目	措置の内容	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法等の法令に基づき、耐震性に配慮した構造とする。特に埋立地での建設であること考慮し、地質調査で明らかとなつた支持基盤層に到達する、深さ 43m の杭工事を実施する。 ・建物は、準耐火建築物とし、防災性を向上させる。 ・定期的に防災訓練を実施し、災害に対する意識を高め、災害時対応が円滑に行えるよう準備・訓練する。 ・災害発生時に備え、飲料、食料、生活用品の備蓄等を行う。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ・工事用車両は可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。 ・建設機械や工事用車両の運転者に対して、工事管理業者による指導を実施し、不要なアイドリング、空ふかし、加減速等を防止する。また、工事用車両のエコドライブの実施や、より低公害・低燃費車両の使用について運搬業者に要請する。 ・効率的な配備や運転操作を実施して排出ガスの低減に努める。 	—
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> ・空調等の設備機器はエネルギー効率の優れた機器を採用する。 ・計画建物の外壁や屋根には断熱性をもつ部材を使用し、建築物の断熱性を高める。 ・緑化により可能な限り人工被覆を削減し、ヒートアイランド現象の緩和に努める。 ・電力供給設備は地上から約 1.5m 程度地盤高を確保し設置する。

表 6-1(2) 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目	措置の内容	
	工事中	供用時
酸性雨	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ・工事用車両は可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。 ・建設機械や工事用車両の運転者に対して、工事管理業者による指導を実施し、不要なアイドリング、空ふかし、加減速等を防止し、温室効果ガスの発生の低減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御により施設の効率的な使用に努める。 ・従業員の通勤にあたっては公共交通機関を利用する。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の分別を徹底し、建設資材の有効利用、再利用を図る。 ・建設資材の搬入にあたっては、過度な梱包を控える。 ・建設資材について、コンクリート型枠等、極力再生品を採用し、資源の有効利用の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品等については、再生品の仕様などグリーン購入に努める。 ・節水型器具の採用等により、水資源の有効利用を図る。 ・廃棄物保管施設において、掲示物等により資源化の推進を促す啓発活動を行う。 ・耐久性のある材料や部材を使用することで、計画建物の長寿命化を図る。